

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（13例目）最終報

4月2日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（13例目）について、症状が改善し、退院基準*を満たしたことから、5月4日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者の概要

- (1) 年 代：20歳代
- (2) 性 別：男性
- (3) 居住地：尼崎市
- (4) 職 業：医療関係者（県立尼崎総合医療センターに勤務）
- (5) 症状、経過
 - 3月29日 咳、頭痛あり
 - 3月30日 発熱（38.3℃）あり
 - 3月31日 発熱（37.3～37.7℃）、頭痛、咳あり。味覚・嗅覚異常あり
 - 4月 1日 尼崎市帰国者・接触者相談センターに相談あり。
尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取
 - 4月 2日 PCR検査陽性確定。容体は安定
 - 4月 3日 尼崎市内在感染症指定医療機関に入院
 - 4月17日 尼崎市内在感染症指定医療機関から県内宿泊療養施設に入所
 - 5月 4日 県内宿泊療養施設を退所
- (6) 行動歴
 - 3月29日 勤務あり
 - 3月30日 出勤するが発熱のため帰宅
 - 3月31日以降、自宅待機
- (7) 濃厚接触者の有無

同居人なし。
職場の濃厚接触者については対応終了。
職場以外の濃厚接触者はなし。
- (8) その他
通勤は徒歩。勤務中はマスクを常に着用。海外への渡航歴なし。

※退院基準(令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号(抜粋))

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。